

令和4年11月 求職者支援訓練実施スケジュール(開講コース別)

令和4年6月2日

【令和4年11月21日(月) 開講コース】

- 申請書受付期間：8月2日(火) ～ 8月16日(火) ※申請の際は事前にご予約ください。(最終日のみ12:00まで)
 - 受講生募集期間：9月22日(木) ～ 10月21日(金)
 - 選考日：11月1日(火)
 - 申請説明会：7月27日(水) ※申請を検討している機関の方を対象
 - 認定予定日：9月9日(金)
 - 中止決定期間：10月24日(月) ～ 10月31日(月)
 - 選考結果発送日：11月9日(水)
 - 実施説明会：9月20日(火) ※認定された機関の方のみ対象
 - 繰上合格期限：11月16日(水)
- ※説明会は延期または中止の可能性があります。

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
7月	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
8月	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
9月	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	祝	土	日	月	火	水	木	金	
10月	土	日	月	火	水	木	金	土	日	祝	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	
11月	火	水	祝	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	祝	木	金	土	日	月	火	水	

申請書の受付期間

受講生募集期間

受講生募集期間

中止決定期間

申請
説明会

認定
予定日

実施
説明会

選考日

選考結果
発送日

繰上合格
連絡期限

訓練
開始日

●申請書に記載する実績等の対象となる期間

様式1号	訓練期間は 訓練の終了日が 2023(令和5)年1月20日 ～ 2023(令和5)年3月20日 の期間内であること。 (基礎コース) 2023(令和5)年2月20日 ～ 2023(令和5)年5月20日 の期間内であること。 (実践コース) ※実践コースについては認定基準の一部緩和により、短期・短時間特例訓練などのコース設定も可能です。詳細は支部までお問合せください。
様式4号	同等の内容の訓練の実績は 訓練の終了日が 2019(令和1)年11月21日 ～ 2022(令和4)年11月20日 の期間内であること。 ※令和5年3月開講コースの認定申請まで要件の緩和あり。
様式6号	特定単位期間は 2ヶ月目と6ヶ月目となります。
様式14号	雇用保険適用就職率の適用日が 2021(令和3)年8月1日 ～ 2022(令和4)年8月2日 の期間内であること。 ※受講者アンケートの評価の3コースも、上記の3コースと同様になります。
職業訓練サービス ガイドライン自己診断表	申請受付開始日の1年前の日が属する月の初日から受付開始日まで(※)自己診断表を作成して検証等を行っていること。 (※) 2021(令和3)年8月1日 ～ 2022(令和4)年8月2日 同一年度に開講する訓練科で、既に一度提出した内容であれば省略をすることができますが、期間の範囲外のものについては加算致しませんのでご注意ください。

●ハローワーク来所日

日別計画表(認定様式第6号)のハローワーク来所予定日を計画する際は、申請される対象月の指定来所日のパターンを①～③グループの中から選択して計画を行ってください。
また、選択したグループの番号を日別計画表(認定様式第6号)の「ハローワーク来所予定表」の「備考」欄に記入してください。

【注意】 選択された指定来所日は変更していただく場合がありますので、予めご了承ください。

対象月	開講日	支給単位期間	指定来所日					
			グループ	1回目	2回目	3回目	4回目	5回目
11月開講 コース	11月21日(月)	21日～20日	①	12月26日(月)	1月31日(火)	3月1日(水)	3月27日(月)	4月28日(金)
			②	1月4日(水)	2月1日(水)	3月2日(木)	4月3日(月)	5月1日(月)
			③	1月5日(木)	2月2日(木)	3月3日(金)	4月4日(火)	5月2日(火)

●申請にあたってのお願い

- (1) 申請の際は、HPIに掲載している「認定基準」、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」、「記入例」等をご確認ください。
- (2) 新規にカリキュラムを作成される場合は、HPIに掲載している「カリキュラム作成ナビ」、「カリキュラム作成にあたっての留意事項」等をご確認いただき、申請書の受付期間以前に、福岡支部にご相談いただくことをお勧めいたします。
- (3) 申請受付期間をすぎて申請があった場合は受け付けることができません。また、申請書の受付期間の末日までに申請書類に不備がある場合、申請書を受け付けることができません。
- (4) 定員を超えた申請があった場合には、HPIに掲載している「選定方法」に基づき、選定を行います。選定の結果、認定されない場合があります。

※現時点での予定なので、変更する場合があります。申請の際は、直近の「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」をご確認の上、ご申請ください。